

新型コロナウイルス感染症に関する新たな水際対策措置（日本帰国・入国時の
際の出国前検査の検体について）

2021 年 6 月 3 0 日

- 1 日本への入国及び帰国の際には、検疫所へ「出国前 72 時間以内の検査証明書」の提示が必要となっており、「出国前 72 時間以内の検査証明書」が提示できない場合、検疫法に基づき、日本への上陸が認められていません。
- 2 日本への帰国・入国に際する出国前検査の検体について、これまでは「鼻咽頭ぬぐい液」及び「唾液」のみが有効な検体として認められていましたが、令和 3 年 7 月 1 日午前 0 時（日本時間）日本到着以降は、「鼻咽頭ぬぐい液と鼻咽頭ぬぐい液の混合検体」についても有効な検体に追加されることになりました。
- 3 また、検査証明書の様式として厚生労働省指定の所定フォーマットの使用を原則お願いしてきましたが、上記 2 の変更に伴い所定フォーマットも改訂が行われましたので、日本への入国・帰国の前に出国前検査証明を今後取得され

る場合には、厚生労働省指定の[新しいフォーマット](#)の使用をお願いいたします。

4 詳細については、下記の厚生労働省ホームページをご参照下さい。

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00248.html)

※ 外務省感染症危険情報発出国については、外務省海外安全ホームページ（<https://www.anzen.mofa.go.jp/>）を御確認ください。

※ 査証制限措置対象国については外務省ホームページを御確認ください。（https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/page4_005130.html）

（問い合わせ窓口）

○厚生労働省新型コロナウイルス感染症相談窓口（検疫の強化）

日本国内から：0120-565-653

海外から：+81-3-3595-2176（日本語、英語、中国語、韓国語に対応）

○出入国在留管理庁（入国拒否、日本への再入国）

電話：（代表）03-3580-4111（内線 4446、4447）

○外国人在留支援センター内外務省ビザ・インフォメーション

電話：0570-011000（ナビダイヤル：案内に従い、日本語の「1」を選んだ後、「5」を押してください。）一部の IP 電話からは、03-5363-3013

○海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>（PC 版・スマートフォン版）

<http://www.anzen.mofa.go.jp/m/mbtop.html>（モバイル版）